

國學院大學學術情報リポジトリ

一宮の祭祀? : 神事から一宮の実態を考える :
特集研究開発推進機構十周年

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 加瀬, 直弥 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001746

一宮の祭祀？ — 神事から一宮の実態を考える —

加瀬直弥

はじめに

神社の重要性を推し量る材料として、しばしば社格に注目が集まることがある。前近代の場合、何をもって社格とするかという問題はあるが、一応社格と見なせるものほとんど全てが神事と連動している。例えば、式内社とは、朝廷の神事の対象として『延喜式』の神名式に載録された神社のことを指す。

今回とりあげる一宮も社格に位置付けられ得るものだが、他の社格と同じだろうか。神道の基本事項を解説する『神道事典』は、一宮について次のように記している。^{①②}

平安時代後半からみられ平安後期から中世に諸国の神社の中心的地位を占めた。平安時代においては国司は任国の国内の主要神社に神拝するのが例になっていた。また諸国国内の神社の管理・祭祀は国司の任務であり必要に

応じ奉幣などを行うこととなっていた。このような神拝や任務の執行にあたって、便宜上行われた国内神社の序列化が、一宮の起源ではないかと考えられている。

文中では、国司神拝と国司の奉幣という、二種の神事に伴う神社の序列化が、一宮選定の決め手だと推測する。となると、一宮で国司によるこれら神事が重視されていた可能性も想定できる。

後述するように、国司の神事の対象となった神社があること自体は否定のしようがない。だが、全ての一宮で、国司神拝と国司による奉幣が選定の決め手となったかと問われると、答えは否である。そもそも、一宮とされるどの神社でも、これら神事が行われてはいない。あるいは、行われていたとしても、そこに国司が関わらない場合もあった。

国司の神事と一宮

国司神拝の実情

具体例をあげていきたい。まずは、国司神拝からである。最も具体的な状況を把握できるのは因幡国である。承徳三年（康和元年・一〇九九）二月に任国に赴いた因幡守平時範の神拝は、その日記『時範記』^①によって具体的に示されている。国府に到着して九日後の同月二十六日、一日で国府外の神社七社を巡拝した。国庁内と見られる幣殿、おそらくは惣社の幣殿での神事後、最初に参るのが、後に一宮とされる宇倍社であった。因幡国庁と宇倍社は近いのだが、神拝の順序が、神社の重要度で決まると考えることもできよう。一宮を確定させる神社の序列が、国司神拝に反映されていたと見ても問題なからう。

さらに、時範は在国中、宇倍社での百座仁王会や臨時祭などの神仏事にも関わっている。時範が任国にいたのは二

か月足らず。専ら神事などの儀式のために赴いていた。遙任である受領であっても、その限られた現地での務めとして、神拝が位置づけられていた実態がうかがえる。

水谷類氏が詳細に紹介している通り、国司神拝は十世紀以降その実例が確かめられる⁽⁵⁾。だが、同氏が指摘するように、十二世紀になると神拝を遂げる上での環境の変化が起きている。元永二年（一一一九）、同じく因幡国守の藤原宗成が、一宮で臨時祭を行うために任国に赴くことになったが、それは「国人」の恐れがあるからだとされている⁽⁶⁾。だが、宗成の父宗忠は、神拝をすでに目代がしていた点に留意していた⁽⁷⁾。これだけの事例で確言するのは難しいが、神拝そのものに対する意義が見失われていたと察せられる。

また、神拝自体が行えなかった国もある。興福寺が一国支配を進めていた大和国である。保延元年（一一三五）、国司源重時が神拝しようとしたところ、山階寺、つまり興福寺の大衆が濫行しようとした⁽⁸⁾。ここでは「大和国司全不⁽⁹⁾神拝」とあった。神拝を口実に、支配の実情を知られることを懸念した結果生まれたであろうこの表現は、保延元年だけのことではなく、それ以前から大和国では全く神拝が行われていなかったことを示している。同国の特殊な事情はあったにせよ、神拝実現のための環境は、国によっても違いがあったことが分かる。

水谷氏は、巡拝形態の国司神拝の重要性が十二世紀前半頃に低下し、国司の礼拝は一宮が一身に集めるとしている⁽⁹⁾。特定の神社を一宮と呼ぶようになったのは、ちょうど十二世紀前半頃からである。であれば、国司神拝が一宮の神事の核たりえなかったし、また、一宮選定の鍵を握る神事であったとしても、一律にそうであったとはいえないのである。

朔幣の実情

次に、奉幣に話題を移したい。奉幣となると恒例、臨時さまざまなものがあるので、ここでは、多くの神社で月初に行われた朔幣に注目する。国司による朔幣が平安時代中期から行われていたことは、『今昔物語集』巻十九の平惟叙の説話からもうかがえる。だが、朔幣の際の国司との関わり合いが、中世一宮一律に密接であったのだろうか。

朔幣の具体的な内容を詳細に示すものとしてまずあげられるのは、乾元二年（嘉元元年・一三〇三）に成立した、若狭国一宮の祝詞『若狭彦大明神詔戸次第』である。⁽¹⁰⁾ 次は、そこに収められた、朔幣に用いられる祝詞の一部である。

当国⁽¹¹⁾大介、目、在庁官人、郡郷官々、万民百姓等心中所願、悉令⁽¹²⁾円満⁽¹³⁾給へ、

その前後を含めると、天皇から百姓、さらには社家まで、求める神威發揮の対象範囲は広いが、上にあるように、在庁官人が具体的に含まれており、朔幣が国衛との関係性を保っていたことを示唆している。

ただし、朔幣は国衛との関連性を必須の条件とはしていない。紀伊国一宮の日前宮の年中行事を書き上げた『神事記』（日前宮神事記・暦応四年（一三四一）八月書写奥書）には、朔幣についての儀式次第が記されている。だがそこには、「国十烈官幣儀式、近來无之」とある。⁽¹⁴⁾ 本来朔幣は国衛の関与があったが、遅くとも南北朝時代になると、それがなくなったということである。注意すべきは、それでも、神社独自の神事として成り立っていたところにある。同宮を奉斎していたのは紀伊国造を中心⁽¹⁵⁾に、そもそも国司があまり介入せずに経営され得たと考えられるが、⁽¹⁶⁾ 国司の関与が朔幣執行の絶対条件ではなかった点は、一宮での朔幣を考える上では見過ごせない。

このような点から、『神道事典』で一宮の前提だとされた神事は、実際には一宮と密接不可分に結びつくものだとはいい難い。一宮の神事は、個々の地域の特色に裏打ちされた、多様なものが展開されていたと考えられる。

一宮共通の神事の有無

鎌倉時代になると、一宮に対する一律の神事を行う動きはあるにはあった。主体は鎌倉幕府、時期は元寇の後であった。紀伊国の天野社と日前・国懸宮、薩摩国の八幡新田宮と枚聞社の間にも見られる。¹⁴⁾ 薩摩国の場合は一宮への神宝奉献、紀伊国の場合はその前提となる問訊に端を発しており、ともに鎌倉幕府によるものである。¹⁵⁾

だが、一宮争いが起きたということは、従来、同様の神事が存在していなかったことを示唆していよう。存在していれば、一宮がどこであるかが確定しているだろう。一宮を面で捉えて、神事を行おうとする鎌倉幕府の動きは、極めて特異だったといえる。そうした動きも、その原因が特殊な事情であり、かつ、主体である鎌倉幕府が五十年経たずに滅亡したためか、後の時代にはつながらなかったと見られる。

なお、この他にも、国衙主体で行う神事の中には、多くの国で行われるようなものもあった。一国平均役の伴う社殿造営、神事でいえば遷宮もその範疇には入る。だがその対象に、どの国でも必ず一宮が選ばれていたわけではなかった。共通の神事なしに、一宮は諸国に存在していたのである。

平安時代後期一宮選定の周辺

一宮と朝廷中枢との関係

一宮が神事を軸としたまとまりでない以上、一宮は何を基準として定まっていたのだろうか。手掛かりはある。肥前国一宮とされる千栗宮の宮寺神官所司の、「依_二勅定_一為_二肥前国第一之崇社_一」という主張である。¹⁶⁾

彼らは「一宮」という文言は使用していないが、この場合、「第一之崇社」に同じ意味を籠めていたであろう。こ

の決定を「勅定」、つまり朝廷によるものとしている点は、一宮についても、在地だけで称せなかった実情を反映した結果と見られる。

そうなると、一宮の決定に際して、朝廷との関わり合いが大きな意味を持っていた可能性を想起できる。実際、国司神拝の軸であり、一宮とされた宇倍社もまた、朝廷から格別の意識を向けられていた。

平安時代前期の嘉祥元年（八四七）に同社は官社に列するが、その時の理由は、国府庁舎の炎上を阻んだことによる。⁽¹⁷⁾ 官社は朝廷祭祀の対象となる神社を指し、その実施は国司であったが、決定は朝廷の中枢が行っていた。中世になって突然宇倍社と朝廷との関係が深まったのではない。

そればかりか、平安時代前期の朝廷中枢から見ても、宇倍社は相当に重視されていた。官社になってほどない貞観十六年（八七四）には、当時としてもまれな従三位の神階を奉られていた。⁽¹⁸⁾ 三位以上の神階を当時の朝廷中枢が特別視していた点を踏まえると、⁽¹⁹⁾ 同社は全国的に見ても朝廷との関連性が密だったと評価できよう。朝廷の組織内で、管内の神社のまつりを行う任務のあった国司からすれば、⁽²⁰⁾ 在地で緊張関係を持たない限りは、そのまま宇倍社を重視する方向性があるって当然といえる。一宮選定のことを考えるに当たっては、国司だけでなく、朝廷中枢の動向を注視する必要がある。

神祇官と神社

続いて、平安時代後期の朝廷中枢と神社との関係について踏み込むため、長門国一宮をとり上げ、話のきっかけとしたい。嘉承二年（一一〇七）、同所の「神宮司別当」の補任に当たり神祇官移を用いたために、結政で問題視された。⁽²¹⁾ 神祇官移は神社神職を国司に連絡するための文書であり、発給者の神祇官が、人事に関する権益を行使す

るための対処である。神祇官が神職補任に関与できる権限は少なくとも平安時代初期からあったが、無制限に認められていたのではなく、先例に基づいていたと考えられる。神祇官移は違例の産物と見なされたのであろう。

だが、おそらく神祇官は同国一宮の別の職の人事権を握っていたのであろう。神社の側からしても、職の権威を高め、その地位を保全するためには、神祇官からの補任も有効だったと考えられる。そのために、神祇官移を用いる動きが生じたのであろう。平安時代後期でも神社と神祇官との関係は密接であったといえる。

『神祇官御年貢進社事』

平安時代末期の神社と神祇官との関係を一層具体的に浮き彫りにするのが、『神祇官御年貢進社事』である。²³題名から分かるように、この文書は、神祇官に年貢を納める神社と、その種類・数量を書き上げている。末尾には永万元年六月日とあり、同年（一一六五）の段階での、神祇官、より厳密には、このころ神祇伯を家職化した白川家の、諸国神社に対する影響のほどがうかがえる。

この文書で注目すべき点は、【表一】に示した通り、年貢を納める神社として、六か国の一宮の名が登場するところにある（尾張・佐渡・伯耆・長門・淡路・讃岐）。永万元年より前に一宮の名が用いられていた神社は八社だが、この文書には、そうした神社、あるいは、「二宮」の存在から一宮の存在が分かる神社のうち実に三社（尾張・伯耆・長門）がこの文書に載っている。その他、従来一宮が存在していた因幡・周防・伊予の諸国についても、一宮とはされていないが、それぞれ上宮（宇倍社）・玉祖社・三島社の名がある。いずれも一宮とされ、他に候補となる論社もない。要するに、神祇官は、当時一宮と名のついていたほとんどの神社から年貢を受けることになっていたと、この文書からうかがい知ることができる。²⁴

これだけの一宮が名を連ねているとなると、ある推測ができる。それは、年貢を納めるのと引き換えに、神社のたのめ何らかの特典を神祇官から付与していたというものである。文書の中には、神主の任用に関与している旨の付記のある神社がある。神職任用に神祇官が一定の権限を持ち得た点は前述した通りである。一宮も同様に、年貢と引き換えに権威付与の一環として、お墨付きを与えていた可能性はある。

【表一】永万元年（一一六五）『神祇官諸社御年貢進事』に記された一宮（他文献で一宮と確認できる神社を含む）

国	社名	比定神社	『延喜式』 大社	六国史神階最高位 ()は高位ないし同位	大神宝 奉献対象	初出文献成立年
尾張	一宮	真清田	○	×(熱田)		* 康治二(一一四三)
佐渡	一宮	度津		×		本文書
因幡	上宮	宇倍	◎	○(天穂日命) ×(波々伎など)		元永二(一一一九)
伯耆	一宮	倭文				康和五(一一〇三)
周防	玉祖社	玉祖		○(三坂)		一一三〇年代
長門	一宮	住吉	◎			嘉承二(一一〇七)
淡路	一宮	伊弉諾	○			本文書
讃岐	一宮	田村	○			本文書
伊予	三島社	大山祇	○	◎	○	一一二〇年代

◎：国内唯一の大社、もしくは神階単独最高位 ×：他に神階最高位神あり *：二宮の初出。一宮の初出は本文書

一宮を求めた神社

『神祇官御年貢進社事』で一宮と称されたほとんどの神社については、一定の共通点がある。それは、朝廷との関係からいくと、それまで国内で絶対的優位に立っていないという点である。

【表一】で整理したが、平安時代中期までの朝廷とのつながりを考える指標は三つある。一つ目は律令規定の祭祀対象であるかどうか、二つ目は高位の神階を奉られているかどうか、三つ目は天皇一代一度の大神宝奉献の対象になっているかどうかである。

一つ目はおおよそ穏当で、多くの一宮が国内で最も重く遇されている。ただ、国内唯一という位置付けにまでなっていたのは、因幡・長門・淡路の諸国に限られる。他の国は同格の神社が別にあった。

二つ目の神階は、宇倍社で説明したが、平安時代前期に多くの神社の祭神に奉られたものである。十九階ある神階の中で、国内最高の位を奉られた神は、後に一宮とされた神社にまつられることが多い。だがそれは中世全体を俯瞰した際の話であり、ここで対象としている平安時代末期であると、国内随一の高位に叙されなかった神の神社が一定数ある。

それは先に紹介した宇倍社の鎮座する因幡国でも同様である。同国の天穗日命神は、宇倍神よりも高い位を奉られていた時期があった。⁽²⁶⁾一宮ないし一宮と目される神社の神が、国内最高の神階を単独で奉られていた例は、長門・伊予・淡路・讃岐と少なくともはないものの、別に神階の高い神が存在する国も、伯耆・尾張の二か国存在する。一宮がすべて朝廷から重視され続けていたわけではなかった。

三つ目は大神宝である。記録に残る、後一条天皇即位に伴う、寛仁元年（一〇一七）奉献時の対象神社数は五十社あまりで、⁽²⁶⁾一国一社ではない。それだけに、選ばれた神社は、時の朝廷が特に重視していたと見て差し支えないのだ

が、対象とした神社の中で、あげられているのは伊予国の三島社に過ぎない。

以上の点をまとめると、三つの観点から見て、他社よりも明らかに卓越している一宮は、『神祇官御年貢進社事』成立以前には存在しない。一方で、朝廷から重んじられた神社があまり一宮を称していない点も特筆される。確かに、朝廷との関係で国内第一であれば、あえて一宮を名のる必要もない。初期の段階から一宮を称する神社は、従来の朝廷との関わり合いで横並び、あるいはより密な神社を凌駕するために腐心していた姿が想像できる。そうした神社に神祇官が関与していたという点は、一宮という名称を広める鍵を、この官が握っていたことを物語っていよう。

『諸国一宮神名帳』に見る一宮

記載された一宮の特色

次の問題は、この時期に一宮とされた神社が、その後も位置付けを守ることができたかどうかである。一宮をめぐる争いがあったことについては、紀伊・薩摩両国の話題で説明した通りである。また、正応四年（一二九一）の書写奥書のある『白山之記』に、「但越中ニ新氣多ヲ奉_レ祝、二神諍_ニ一宮、二神ハ無力之間、新氣多成_ニ一宮云々」とある。つまり、越中国においては、一宮を氣多社と二上社とで争い、結果氣多社が一宮になったとしている。

これらの争いは、鎌倉時代中期以降、一宮であることを在地主導で主張可能な状況と、神祇官をはじめとする朝廷中枢の限界を浮き彫りにする。それは、平安時代後期から同様であった。朝廷中枢側の一方的な押し付けであれば、そもそも一宮という神事と関係のない称号を設ける必要はない。一宮は、在地と神祇官を中心とする朝廷との利害の産物といえる。

そうした状況の中で、鎌倉時代末期ごろから、国ごとの一宮を総覧できる文献が登場するようになる。早い例だと『類聚既驗抄』だが、単体では、南北朝時代成立とされる『諸国一宮神名帳』⁽²⁷⁾があげられる。その内容については【表二】で整理したところだが、そこに記載されている一宮についても、ある程度の傾向をつかむことができる。

まず一点目だが、『神祇官御年貢進社事』で一宮とされた国の神社については、鎌倉時代以前に一宮争いが確認できない。平安時代末期の神祇官が認めた一宮は、時代が下ってもその位置付けを守っていたと理解できる。

次に、先に掲げた朝廷の神事に基づく三つの観点を持ちますが、全体的に見ると、むしろ国内唯一の大社、神階が国内単独最高位の神の神社、さらには天皇一代一度の大神宝奉献の対象となった神社も多くなっている。ここは、平安時代末期と顕著な違いといえよう。鎌倉時代以降、かえって古い時代に朝廷から重んじられた神社が一宮に選ばれている状況は、伝統的な権威のある神社を一宮とする方向性があったことを示している。

ただし、今まで説明した、いずれの条件も当てはまらない国がある。誤記で真清田神社とある志摩国を除くと、四か国（伊勢・遠江・豊後・肥前）が該当する。うち遠江国を除く三か国は、国府の所在する郡の神社である。数の上ではわずかだが、国司との関係性が一宮選定に反映している国があるにはあったと分かる。なお、遠江国の事任神は、「このままの明神」と『枕草子』でとり上げられたように、中央での認知度が従来ある程度あった結果とも想定される。もともと、これらの四か国の全てで、一宮とされた神社が複数存在している。伝統的な権威のあることが、一宮の地位を安定化させる要素だった可能性は大いにある。

北海道				山陽道							山陰道				五畿 七道				
土佐	伊予	讃岐	阿波	淡路	紀伊	長門	周防	安芸	備後	備中	備前	美作	播磨	隱岐	石見	出雲	伯耆	因幡	国
高賀茂	三島	田村	大麻比古	伊佐奈伎	日前・国懸	住吉	玉祖	厳島		吉備津		中山	伊和	由良比女	物部	杵築	倭文	宇倍	諸国一宮 神名帳
都佐	大山祇																		別名など
	○	●	○	●	○	●	○		○	○	○	○	○			○	●	○	神祇官 年貢対象
◎	○	○	○	○	○	◎		○		◎	×	◎	○	○		○		◎	『延喜式』 大社
×	◎	◎	×	◎	×	◎	○	○	×	◎	×	◎	◎	×	◎	○	×	○	六国史神階 国内最高位
	○				○			○		○		○	○			○			大神宝 奉献対象
																			備考
			○		○									▼					あり 論社

北海道										五畿 七道
国	諸国一宮 神名帳	別名など	神祇官 年貢対象	『延喜式』 大社	六国史神階 国内最高位	大神宝 奉献対象	備考	論社 あり		
筑前	宮崎			○	×			○		
筑後	高良			◎	◎	○				
豊前	宇佐			◎	◎	○				
豊後	杵原			×	×			▼		
肥前	河上	与止日女		×	×			○		
肥後	健磐龍命			◎	◎	○				
日向	都農				○					
大隅	正八幡	鹿児島		◎						
薩摩	和多都美	枚間			◎			○		
老岐	天手長男			○	×					
対馬	八幡	和多都美		○	×			▽		

凡例

●…「一宮」と明記

◎…国内唯一の大社、あるいは神階単独最高位（複数祭神・神社でも同一視できるものは印を付けている）

×…他に大社、あるいは神階最高位の神が存在する

▼…鎌倉時代より後の史料で論社の存在を確認可能

▽…社名としては一社だが、比定される神社が複数ある

在地の認識とのずれ

ここまで、『諸国一宮神名帳』から、一宮の記載状況を確認した。全体の割合からいけば、朝廷の神事との関係性の深い神社が多い。朝廷の立場に立って一宮がどこかを絞り込んだためと考えられる。先に示した一宮争いのあった

国では、いずれも古代以来の朝廷祭祀の面で重い位置付けにあった方が選ばれている。薩摩国は一宮争いの後、実質的に八幡新田宮が一宮となったとされるが、『諸国一宮神名帳』⁽²³⁾では一方の枚聞神社が選ばれている。越中国に至っては、『白山之記』で争っていたとされた気多神社でも二上神社でもなく、二上神と並んで神階最高位の祭神をまつる高瀬神社が一宮とされた。

これらの状況は、『諸国一宮神名帳』に反映された一宮の理解が公家のものであることを如実に語っている。同書の成立には、南北朝時代に活躍した神祇大副卜部兼熙が関与したとされる。⁽²⁴⁾神祇官を維持する卜部氏が、朝廷の神事と、神祇官で構築していた従来の関係性に留意しながら、一宮の選定をした可能性が想定できる。

おわりに

神事を中心とした、一宮の位置付けについて概観した。主として一宮の、中世社会における政治的役割については、近年の研究で多くの点が解明された。その結果、一宮が単体では重要な役割を、さほど持っていなかったことも浮き彫りになった。⁽²⁵⁾実際、神事に關しても統一性に乏しいし、朝廷の側からすれば、一宮を一律に取り扱うような制度は神社修造で確認できるだけで、それすらも一宮に限定していなかった。⁽²⁶⁾鎌倉幕府は神事の面で一律に一宮を対象とし、それが一宮争いに結びついたが、結局のところは単発的な対応にとどまった。

一宮を単体で見ても、どういった存在であったかを考えることは、特に中世の政治的側面からのアプローチ上は、さほどの意味を持たなくなったようにも受け止められる。だがそれは、一宮の存在そのものを、改めて多角的に見直す余地も生み出した。本稿は、それを考える上での問題整理と位置づけており、より精度の高い検討は、機会を見て試みたい。

註

- (1) 本稿では参拝も含めてまつりを捉える。
- (2) 『縮刷版 神道事典』弘文堂、平成十一年（一九九九）、一宮・総社（並木和子執筆）。
- (3) 『時範記』承徳三年二月二十六日条。
- (4) 『時範記』承徳三年三月六日条、十五日条。
- (5) 水谷類「国司神拝の歴史的意義」『日本歴史』四二七、昭和五十八年（一九八三）。
- (6) 『中右記』元永二年七月三日条。
- (7) 『中右記』元永二年七月十四日条。
- (8) 『中右記』保延元年五月六日条。
- (9) 水谷前掲（5）。
- (10) 神道大系神社編三十三所収。引用では振り仮名を割愛した。
- (11) 東京大学本居文庫七八―一四二三。内容は国文学研究資料館蔵マイクロフィルムに基づく。
- (12) 『北山抄』卷七都省雜例、補諸社禰宜祝事の中に、紀伊国造の名を確かめることができる。
- (13) 国司が人事に介在できない状況が、平安時代前期には生まれていた。『続日本後紀』嘉祥二年閏十二月庚午条。
- (14) 紀伊国は高野山宝寿院文書、弘安八年九月日高野山檢校注進状写、海津一朗「異国調伏祈禱体制と諸国一宮興行」『中世一宮制の歴史的展開 下』岩田書院、平成十六年（二〇〇四）に所収。薩摩国は神代三陵志所収、弘安十年三月薩摩新田宮所司神官等解、『鎌倉遺文』一六二二八。

- (15) 争いの経緯については、紀伊国は海津前掲(14)、薩摩国は日隈正守「薩摩国における国一宮の形成過程」『中世一宮制の歴史的展開 上』岩田書院、平成十六年(二〇〇四)。
- (16) 宮内庁書陵部所蔵八幡宮関係文書二十七、建暦二年四月日大宰府在庁官人解。『鎌倉遺文』一九二七。
- (17) 『続日本後紀』嘉祥元年七月甲申条。ただし、『日本三代実録』には貞観六年に官社に列したとあり(貞観六年三月朔日条)、六国史上で記録は重複する。
- (18) 『日本三代実録』貞観十六年三月十四日条。さらに元慶二年(八七八)には正三位に昇階している(同元慶二年十一月十三日条)。
- (19) 加瀬『平安時代の神社と神職』吉川弘文館、平成二十七年(二〇一五)。
- (20) 養老職員令大國条。
- (21) 『永昌記』嘉承二年四月二十八日条。
- (22) 例えば神宮司の場合、『日本後紀』延暦二十三年六月丙辰条に、神祇官が旧記を調べて人選するよう定められたことが記載されている。それ以外の神職についても、任用手続きに関われる余地があった。
- (23) 宮内庁書陵部蔵。『平安遺文』三三五一の神祇官諸社年貢注文と同内容。
- (24) 『神祇官御年貢進社事』以前から一宮を名乗っていたにもかかわらず、同文書に名がない神社については三社あるが(安芸国厳島社・紀伊国伊太祁曽社・阿波国一宮)、いずれも社家が一宮と自称した状況のみが確認できると。国衙レベルが認めていた余地はあるが、それでも在地主導の主張であった可能性が高い。
- (25) 天徳日命神は貞観九年(八六七)に正三位に叙されているが(『日本三代実録』貞観九年五月二十一日条)、(18)で示したように、宇倍神の正三位叙位は元慶二年(八七八)のことである。

- (26) 『左経記』寛仁元年十月二日条。
- (27) 続神道大系神社編総記一（大塚統子校注）所収。天理大学付属天理図書館蔵梵舜筆の一本をもととした。『諸国一宮神名帳』の成立や類書との関係については、続神道大系の解題にしたがった。
- (28) 日隈前掲（15）。
- (29) 前掲（27）解題。
- (30) 例をあげると、中世社会全体を覆う神社制度の核が、一宮的役割を持つ神社も包含する諸国一宮制にあるとした井上寛司『日本中世国家と諸国一宮制』岩田書院、平成二十一年（二〇〇九）、逆に中央の二十二社制との断絶を指摘した岡田莊司「平安期の国司祭祀と諸国一宮」（前掲『中世一宮制の歴史的展開 下』所収）、他の国内神社と統合された総合的な国衙の儀礼制度の存在を指摘した井原今朝男「中世の国衙寺社体制と民衆統合儀礼」（同書所収）がある。
- (31) 治承四年（一一八〇）にはじまる戦乱終結後の建久二年（一一九〇）の新制の際、神社修造を行うことになった。その際の対象として、「一、二宮及為_レ宗_二霊社」の名があがっている。三代制符所収、建久二年三月二十二日宣旨、『鎌倉遺文』五二三。